

令和5年

第5回 農業委員会会議録

阿蘇市農業委員会

令和5年 第5回阿蘇市農業委員会 会議録

1 開催日時 令和5年5月10日（水曜） 午後3時開会

2 開催場所 阿蘇市役所北側大会議室

3 農業委員出席者（黒：出席、赤：欠席）

1 番 古閑 隆一 2 番 古澤 一雄 3 番 石本 健二 4 番 岩下 浩徳
5 番 井手 孝義 6 番 田代 純一 7 番 檜木 すみ子 8 番 竹原 真理子
9 番 山口 正孝 10 番 岩下 保男 11 番 知里口 香穂里 12 番 山内 市男
13 番 西村 豊治 14 番 田嶋 政隆 15 番 今村 光也 16 番 梅井 浩二
17 番 黒川 龍己 18 番 和田 敏喜 19 番 木村 広典

4 農地利用最適化推進委員出席者（黒：出席、赤：欠席、青：出席依頼なし）

1 番 中村 秀政 2 番 市原 英一 3 番 今井 健一 4 番 佐藤 範一
5 番 五嶋 誠次 6 番 山本 利幸 7 番 藤井 博徳 8 番 河崎 利徳
9 番 永野 成男 10 番 白石 正明 11 番 竹原 忠信 12 番 古木 雄三
13 番 山中 健二 14 番 大友 浩喜 15 番 佐藤 弘明 16 番 室 恒和
17 番 園田 賢臣 18 番 高木 正明 19 番 江藤 則一 20 番 野上 勝喜
21 番 山本 眞一

5 議事

- ・報告第5号 農地法第18条第6項の規定による通知書の報告について
- ・議案第19号 農地法の規定による許可申請書の審議について
- ・議案第20号 非農地証明願いの審議について
- ・議案第21号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の審議について
- ・議案第22号 農地移動適正化あっせん申出に係るあっせん委員の指名について
- ・議案第23号 空き家に付随した特例農地の指定審議について

6 農業委員会事務局出席者

事務局長 徳永 稔 事務局次長 上村 文広 主事 大和 大剛

7 会議の概要

事務局 それでは、ただいまより開会します。本日は、委員 19 名中 18 名の出席で定足数に達していますので、会議規則により第 5 回阿蘇市農業委員会を始めたいと思います。それでは、開会宣告と併せて会長よりご挨拶いただきます。

議長 皆さん、こんにちは。田植えを行っている農繁期にご出席いただきましてありがとうございます。田植えは始まったばかりですので、作業の安全や体調管理に注意しただきたいと思います。それでは、まず農業委員会憲章の唱和を、本日は農業委員 17 番委員をお願いします。

唱和・・・・・・・・(省略)

ありがとうございました。

議長 本日の提案件数は、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の報告 10 件、農地法の規定による許可申請書の審議について、第 3 条によるもの 14 件、第 4 条によるもの 2 件、第 5 条によるもの 7 件、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の審議について、所有権移転 8 件、利用権の設定 37 件、使用貸借権の設定 5 件、農地移動適正化あっせん申し出に係るあっせん委員の指名について 8 件、空き家に付随した農地の指定 1 件です。従いまして会期は本日 1 日とします。なお、議事録署名委員については、15 番委員、16 番委員へお願い致します。

それでは最初に、報告第 5 号農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の報告について事務局より説明願います。

事務局 報告第 5 号の 10 件については、農地法 18 条第 6 項に基づく当事者合意による解約報告であります。

順位 1 番から順位 10 番までの、賃貸人、賃借人、土地の表示、地目、面積、等につきましては、議案書のとおりとなっています。

議長 報告第 5 号について質問はございませんか。

(質問、意見なし)

議長 質問がないようですので、以上で報告第 5 号を終わります。続きまして、議案第 19 号農地法の規定による許可申請書の審議について、まず 3 条から説明願います。

事務局 議案第 19 号農地法第 3 条による許可申請の 14 件の譲受人は、農地法第 3 条及び同施行規則第 17 条 2 項 2 号に適合する者であり現状も農地の形態を成しています。順位 1 番から 14 番の、譲渡人、譲受人、土地の表示、地目、面積、申請理由、譲受人の経営状況につきましては議案書のとおりとなっています。

議長 農地法第 3 条の審議に移りたいと思いますが、質問はございませんか。

(質問、意見なし)

議長 それでは採決いたします。3 条案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

委員 (異議なし。全員挙手。)

議 長 全員賛成ですので農地法3条14件は決定します。

つづきまして、第4条及び第5条の転用許可について事務局より説明願います。

事務局 本議案第19号農地法第4条による、転用許可申請の2件は、農地法第4条、同法施行規則第22条及び農地転用事務処理要領第4の許可基準を満たした農地です。順位1番から2番の、申請人、土地の表示、地目、面積、申請理由、施設の概要等につきましては議案書のとおりとなっています。また、農地法第5条による、転用許可申請の7件は、いずれも農地法第5条、同法施行規則第22条及び農地転用事務処理要領第5の許可基準を満たした農地です。順位1番から7番の、譲渡人（貸人）、譲受人（借人）、土地の表示、地目、面積、申請理由、施設の概要等につきましては議案書のとおりとなっています。

議 長 それでは、4条5条案件について調査班の報告を求めます。本日の現地調査班の方々はお疲れ様でした。本日の班長を務められた2番委員より現地調査の報告をお願いいたします。

2番農業委員 今回は、現地調査班5名と事務局2名にて現地調査を行いました。調査結果を報告いたします。まず、はじめに本日のすべての案件の排水関係は、区長及び関係者の同意もあり適切に計画されていることを報告します。また、農地区分第1種及び2種農地については、代替地の検討を行った結果の計画であります。 それでは、

○ 4条順位1番を説明します。

申請地は、JR市ノ川駅から南東へ約850mのところになります。申請面積459㎡の敷地に個人住宅（建築面積：69.56㎡）を計画するものです。農地区分は、第2種農地となります。

○ 4条順位2番を説明します。

申請地は、阿蘇市役所から北東へ約2.74kmのところになります。申請面積166㎡の敷地に農業用倉庫（建築面積：127.37㎡）を計画するものです。なお、申請人の伯父は昭和55年頃に農地法の規定を知らずに農機具修理場として倉庫を建設してしまったとのことで、始末書が添付されております。農地区分は、第2種農地となります。

○ 5条順位1番を説明します。

申請地は、阿蘇市内牧支所から西へ約900mのところになります。申請面積1,329㎡の敷地を資材置場として利用を計画するものです。農地区分は、第2種農地となります。

○ 5条順位2番を説明します。

申請地は、阿蘇市内牧支所から南西へ約1.7kmのところになります。申請面積439㎡の敷地に個人住宅（建築面積：112㎡）を計画するものです。農地区分は、第2種農地となります。

○ 5条順位3番を説明します。

申請地は、阿蘇市内牧支所から南へ約1.4kmのところになります。申

請面積449㎡の敷地に個人住宅（建築面積：70.38㎡）を計画するものです。なお、申請人の父は農地法の規定を知らずに宅地への進入路を整備してしまっただけで、始末書が添付されております。農地区分は、第1種農地となりますが、集落接続により転用は可能となります。

○ 5条順位4番を説明します。

申請地は、阿蘇市内牧支所から北西へ約760mのところになります。申請面積649㎡の敷地を利用して隣接宿泊施設の駐車場を計画するものです。農地区分は、第2種農地となります。

○ 5条順位5番を説明します。

申請地は、JR宮地駅から北東へ約300mのところになります。申請面積330㎡の敷地に個人住宅（建築面積：59㎡）を計画するものです。農地区分は、第3種農地となります。

○ 5条順位6番を説明します。

申請地は、阿蘇駅から北西へ約340mのところになります。申請面積388.3㎡の敷地に個人住宅（建築面積：130.27㎡）を計画するものです。農地区分は、第2種農地となります。

○ 5条順位7番を説明します。

申請地は、阿蘇市内牧支所から北東へ約8.1Kmのところになります。申請面積4,732㎡の敷地を利用してキャンプ場（全体事業面積：27,066㎡、申請地外に管理棟1棟、洗い場、便所1棟を含む。）を計画するものです。なお、譲渡人は、自宅から現地までが遠方であるため管理が行き届かず遊休状態となっているとのことで、始末書が添付されております。農地区分は、第2種農地となります。

以上で、現地調査報告を終わります。なお、調査班としては、許可相当と判断しております。

議長 ありがとうございます。地元農業委員さん、推進委員さんから補足説明は、ございませんか。

（発言なし）

議長 それでは、4条、5条の転用許可申請の審議に移りたいと思います。何か質問はありませんか。

8番農業委員 5条順位7番の件ですが、今回現地調査をおこなって非常に景観がよくキャンプ場ですが、今回の場所のことではないのですが、将来的に外国資本による農地における開発の懸念があるのではないかと思います、その対策などはありますか。

事務局 外国人が3条で取得する場合は、営農計画で耕作距離が問題となりますので注意深く審議することとなります。外国資本の法人が農地を買うことは、現在認められていません。今後も開発的な計画もあるとおもいますが、現行法では規制をかけられない状態です。

12 番農業委員 条例等で規制を行うことはできないか。

事務局 条例あたりで制限する必要があるかとは考えます。

4 番農業委員 そういったことを市当りに要望するのも必要だと思います。

事務局 わかりました。

議 長 他に質問は、ありませんか。

16 番農業委員 5 条順位 3 番の進入路があり始末書が添付されているとのことですが、今回の申請は進入路も含めての転用申請ですか。

事務局 今回の申請は、進入路を含めた申請です。

16 番農業委員 わかりました。

2 番最適化委員 先ほど企業が農地を買えるということでしたが、どういうことですか。

事務局 現在は、法人で農地が買えるのが農地所有適格化法人のみでしたが、一般の法人も農業経営計画書等の提出し審査をクリアすれば農地が買えることとなります。先般の第 3 条の面積の撤廃があったように法改正が行われて一般の法人が農地を買えるということになるということです。

2 番最適化委員 わかりました。

議 長 他に質問はありませんか。

(発言なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。4 条及び 5 条案件については、許可相当と判断することに賛成の方は挙手願います。

委 員 (異議なし。全員挙手。)

議 長 全員賛成ですので農地法 4 条、5 条は決定します。

議 長 続いて議案第 20 号非農地証明願いの審議について事務局より説明願います。

事務局 議案第 20 号非農地証明願いの審議について

順位 1 番から 2 番の、申請人、土地の表示、地目、面積等につきましては議案書のとおりとなっています。補足説明を行います。

事務局 ○順位 1 番から説明いたします。

申請地は J R 波野駅から南西に約 2.7 km のところになります。申請面積は 1,953 m² で、山を相続した際、山林部分が農地(畑)になっていたため申請されたものです。非農地である判断理由としては、昭和 22 年 12 月 7 日撮影の航空写真によりその時点で既に山林の状態であることを確認しております。非農地証明交付の基準としましては、「昭和 27 年 10 月 20 日の農地法施行以前から引き続き非農地であった土地。」とあることから、この基準に該当し非農地証明の交付は可能であります。

○順位 2 番を説明します。

申請地は J R 波野駅から南西に約 2.7 km のところになります。申請面積は 1,649 m² で、山を相続した際、山林部分が農地(畑)になっていたため申請されたものです。現地は、昭和 36 年頃に杉の植林を行い、12 年前頃に伐採した後雑木が生え、今の状態となっているとのこと。非農地である判断理由

としては、現地を調査したところ当該土地までの進入路については隣接宅地の敷地を通るほかに、周囲の状況からみて農地として復元しても継続して利用することが困難であることを確認しております。非農地証明交付の基準としましては、「当該土地が森林の様相を呈しており、また、周囲の状況からみて、農地として復元しても継続して利用することが困難であると判断される土地。」とあることから、この基準に該当し非農地証明の交付は可能であります。

以上で説明を終わります。 ご審議をよろしくお願いいたします

議 長 地元農業委員さんから補足説明は、ございませんか。

4 番農業委員 地元農業委員として現地を確認しました。事務局が申したとおり雑木等もあり農地としての復元は難しいので非農地判断は可能と考えます。

議 長 議案第 20 号の非農地証明について何か質問はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。非農地証明について、賛成の方は挙手願います。

委 員 (異議なし。全員挙手。)

議 長 続いて議案第 21 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の審議について事務局より説明願います。

事務局 議案第 21 号所有権移転の 8 件は、農振農用地内農地のため、農業経営基盤強化促進法の要件を満たしております。

順位 1 番か 8 番の、譲渡人、譲受人、土地の表示、地目、面積等につきましては議案書のとおりとなっています。

議 長 所有権移転について何か質問はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。所有権移転案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

委 員 (異議なし。全員挙手。)

議 長 全員賛成ですので所有権移転 8 件は決定します。

議 長 次に議案 21 号 2 番の利用権設定について説明願います。

事務局 議案第 10 号 2 番の利用権設定の 37 件については、いずれも農業経営基盤強化促進法の要件を満たすものであります。

順位 1 番から順位 37 番までの、賃貸人、賃借人、土地の表示、地目、面積等につきましては議案書のとおりとなっています。

議 長 次に、利用権設定の審議に移りたいと思います。何か質問は、ありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。利用権設定案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

委 員 (異議なし。全員挙手。)

議 長 全員賛成ですので利用権設定 37 件は決定します。

議 長 次に、使用貸借権設定について説明願います。

事務局 議案第21号3番の使用貸借権設定5件については、いずれも農業経営基盤強化促進法の要件を満たすものであります。

順位1番から順位5番までの、貸人、借人、土地の表示、地目、面積等につきましては議案書のとおりとなっています。

議 長 使用貸借権について何か質問はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。使用貸借設定案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

委 員 (異議なし。全員挙手。)

議 長 全員賛成ですので使用貸借権設定の5件は決定します。

これで議案第21号は、すべて原案のとおり決定いたしました。

議 長 続いて議案第22号農地移動適正化あっせん申し出に係るあっせん委員の指名について事務局より説明願います。

事務局 順位1番から6番の、売渡人、譲受候補者、土地の表示、地目、面積等につきましては議案書のとおりとなっています。

順位1番につきましては、あっせん委員を農地利用最適化推進委員の15番委員と農業委員4番委員にお願いしたいと思います。

順位2番につきましては、あっせん委員を農地利用最適化推進委員の4番委員と農業委員13番委員にお願いしたいと思います。

順位3番につきましては、あっせん委員を農地利用最適化推進委員の12番委員と農業委員11番委員にお願いしたいと思います。

順位4番につきましては、あっせん委員を農地利用最適化推進委員の12番委員と農業委員11番委員にお願いしたいと思います。

順位5番につきましては、あっせん委員を農地利用最適化推進委員の18番委員と農業委員1番委員にお願いしたいと思います。

順位6番につきましては、あっせん委員を農地利用最適化推進委員の2番委員と農業委員7番委員にお願いしたいと思います。

議 長 議案22号のあっせん委員の指名について何か質問はありませんか。

(質問、発言なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。議案22号の案件に原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

委 員 (異議なし。全員挙手。)

議 長 全員賛成ですので、議案第22号は原案のとおり決定します。

議 長 続いて議案第23号空き家に付随した特例面積適用農地の指定について事務局より説明願います。

事務局 順位1番の、申請人、土地の表示、地目、面積、申請理由等につきましては議案書のとおりとなっています。空き家の所有者が所有している農地を空き

家取得に限って農地法3条の許可を認めるために、農業委員会として農地を指定する件でございます。ご審議方よろしく願いいたします。

議 長 事務局より現地調査の報告をお願いいたします。

事務局 空き家に付随した農地の指定について説明します。

○ 順位1番を説明します。

申請地は、内牧支所から南西へ約3.7kmのところですが、面積は241㎡です。現況は庭先農地の畑です。

事務局としては、空き家に付随する農地として該当すると判断しております。

議 長 ありがとうございます。地元農業委員さんから補足説明等は、ありませんか。

(意見なし)

議 長 それでは、何か質問や意見はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。議案23号の案件に原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

委 員 (異議なし。全員挙手。)

議 長 全員賛成ですので、議案第23号は原案のとおり決定します。

議 長 以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項は全て終了いたしました。その他の件について、委員からご発言があれば挙手を願います。

(発言なし)

議 長 よろしいですか。それでは、以上をもちまして、阿蘇市農業委員会第5回総会を閉会いたします。